

令和6年度いばらきグローバルビジネス推進事業
(県産品販路開拓支援・台湾)
参加規程

いばらきグローバルビジネス推進協議会(2019年5月設立、事務局:茨城県、以下「協議会」という。)では、親日家が多く市場として有望であり、令和4年2月に本県を含む5県の輸入規制が緩和された台湾を対象として、県内中小企業等の商品の売り込みを図ります。

1 参加者の資格

- (1) 県内に本社又は事業所がある企業、団体等(以下「企業等」という。)で、かつ、海外市場に積極的に展開する意欲があり、協議会が事業効果を把握するために実施する各種調査等に協力できる企業等であること。
- (2) 協議会の会員又は会員になることが可能な企業等であること。

2 対象商品

企業等が自社製品として製造・販売している加工食品、飲料、酒類等で、原則として賞味期限が6カ月以上(1年以上が望ましい)あるもの。

※ 賞味期限6カ月未満でも申し込み可能。

3 事業実施期間(予定)

令和6年(2024年)7月から令和7年(2025年)3月頃まで

4 事業受託企業

当該事業の運営は、協議会から事業を受託した企業が実施します。

5 参加の申込

別紙「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、いばらきグローバルビジネス推進協議会事務局にお申込みください。

6 募集数

10社程度(1社あたり最大3品目程度まで)

※ 県及び協議会が実施する各事業への申込状況や、台湾市場への商品適合性等を勘案し、調整及び選定のうえ、決定します。

7 参加申込後のキャンセル

参加申込後、やむを得ない事情によりキャンセルされる場合は、書面をもって所定の手続きを行ってください。なお、この場合、参加のキャンセルにより当該参加者に生ずる損害について、協議会は一切責任を負いません。

8 費用負担

事業開始時点で想定される費用及びその負担区分は下記のとおりです。

<協議会が負担する経費>

- (1) 事業に用いる商品の国内指定場所から台湾への輸送・通関に係る費用
- (2) 現地での売り込み、バイヤー等との商談機会の提供等に係る費用(スタッフ人件費、会場費、展示会等への基本出展費等)

- (3) 協議会が指定する相談先による輸出手続き等に関するコンサルティング費用
※商談に際して必要となる書類の作成代行、当事業により商談を開始した後の各種仲介
用務など、参加者が取り組む個別商談のコンサルティングは対象外となります。

＜参加者が負担する経費＞

上記(1)～(3)以外の次のような経費は、参加者の負担となります。

- ① サンプル商品代金
- ② サンプル商品の国内指定場所への輸送費用
- ③ サンプルの輸出に係る各種証明書発行の手数料等
- ④ 現地への渡航費、宿泊費
- ⑤ 展示会等に必要な追加サンプルに係る上記①～③の費用
- ⑥ 展示会等の会期中における通訳費（別途手配を希望した場合に限る。）
- ⑦ その他必要な経費

9 協議会及び事業受託企業への積極的な協力

事業実施に必要な協議会及び事業受託企業からの対応依頼（商品情報や必要書類の提出、事業に用いる商品の納品対応、サンプル商品の提供等）には、積極的にご協力ください。適切に対応いただけない場合、当該参加規程に違反したものとみなす場合がございます。

なお、マーケットインによる事業を進めるため、可能な限り、市場ニーズに応じたパッケージ等の改良など、柔軟な対応をお願いいたします。

10 当該事業の実施見合わせ等

協議会、事業受託企業、関連事業者及び参加者の責に帰すことのできない事由によって、当該事業の全部又は一部が中止・中断された場合、これによって参加者に生じた損害について、協議会は一切責任を負いません。

11 違反による参加の取りやめ

参加者が当該参加規定に違反した場合、協議会は、当該参加者の参加を取りやめることができるものとします。この場合、当該参加者に生じる損害について、協議会は一切責任を負いません。

12 個人情報保護法

協議会、事業受託企業に提出いただいた参加者の情報は適切に管理し、当該事業のために活用します。

また、当該事業の円滑運営及び参加者の成果を高めることを目的に、協議会が実施・協力する各種関連事業の事業運営主体間で各事業参加者の企業情報、商談状況等の情報を共有する場合があります。

なお、当該事業により支援する参加者及び対象商品の情報や各種写真等については県議会や報道機関等に適宜公表しますので、予めご了承ください。

13 知的財産権保護

対象商品の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、協議会は一切責任を負いません。参加者は、必要に応じて、自己の責任及び経費負担の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。

14 商談トラブル

協議会、事業受託企業、関連事業者及び参加者の責に帰すことのできない事由による当該事業の実施期間中及び終了後の商談等に係るトラブルについて、協議会は一切責任を負いません。

15 アンケート等

当該事業の成果把握等のため、協議会が実施するアンケートにご回答いただきます。また、当該事業の終了後、定期的に、継続商談の状況等についてアンケートや電話等により聞き取りする際、ご協力いただきます。

16 規格外事項

本規程に定めのない事項が発生した場合は、協議会、事業受託企業、関連事業者及び参加者が協議の上、その対策を決定するものとします。